

◎養豚農業振興法の一部を改正する法律

(令和二年四月三日法律第一七号) (衆)

一、提案理由 (令和二年三月一九日・衆議院本会議)

○吉野正芳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、養豚農業振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、現下の豚の伝染性疾病の国内外における発生の状況に鑑み、その発生の予防及び養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和等の措置を講ずるためのものであります。

本案は、昨十八日、農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告 (令和二年三月二七日)

○江島潔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、養豚農業振興法の一部を改正する法律案は、豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、豚熱の防疫対策の現状と法改正による効果、肉製品の国内持ち込み防止のための水際対策の強化、養豚農家への支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。